

みなし解散について

法務省では毎年10月に一定の株式会社など、休眠会社等の整理作業を行っています。

今年も令和6年10月10日（木）、12年以上登記がされていない株式会社及び5年以上登記がされていない一般社団法人又は一般財団法人に対して、法務大臣による官報公告が行われ、同日付けで管轄登記所から通知書の発送を行っています。

上記の株式会社や一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、令和6年12月10日（火）までに必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります、これらの手続きがされなかったときは、対象の会社等について「みなし解散の登記」がされることとなります。

令和6年10月10日（木）に法務大臣による官報公告がされました。
公告の内容は次のとおりです。

- 最後の登記から12年を経過している株式会社、又は最後の登記から5年を経過している一般社団法人若しくは一般財団法人は、事業を廃止していない場合、「まだ事業を廃止していない」旨の届出を管轄登記所にする必要があります。
- 公告の日から2か月以内（令和6年12月10日まで）に「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、また、必要な登記申請もされないときは、**令和6年12月11日付で解散したものとみなされます。**

令和6年10月10日の時点で、最後の登記から12年を経過している株式会社又は最後の登記から5年を経過している一般社団法人若しくは一般財団法人は、事業を継続している場合には、「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります。

令和6年12月10日（火）までに必要な登記（役員変更等）の申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしない限り、同月11日（水）付けで解散したものとみなされ、管轄登記所の登記官により職権で解散の登記がされますので、御注意ください。

なお、みなし解散の登記後であっても、3年以内に限り、

(1) 解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって、

(2) 解散したものとみなされた一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議員会の特別決議によって、会社・法人を継続することができます。

継続の決議をしたときには、**2週間以内に継続の登記の申請をする必要があります。**

＜みなし解散後の税務手続き＞

みなし解散の登記が行われた場合、解散の日は令和6年12月11日となります。

そのため、法人はその事業年度開始の日から解散の日までを一事業年度（解散事業年度）として、その事業年度終了の日から2か月以内に申告書を提出しなければなりません。

なお、今回は令和7年2月11日が祝日のため、翌日の2月12日が申告期限となります。

また、その後の手続きとして、清算事業年度の申告も必要となります。

みなし解散となった場合のその後の税務申告につきましては、ご注意くださいと思います。